

令和6年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和6年8月27日（火）9時57分～11時08分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出 席 者	公益代表委員（5名）	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（4名）	千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 森山麗子（敬称略）
	事務局（4名）	永野労働局長 森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 令和6年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 令和6年度産業別最低賃金の改正決定について 5 令和6年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について 6 その他 	
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 異議申出書（写） 3 運営小委員会報告書（写）、運営小委員会における労使の主な主張 <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車（新車）小売業 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写） ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）（写） ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写） 	

○ 松枝会長

皆様、おはようございます。定刻よりは少々早いですが、本日出席予定の皆様は全員来ていただいておりますので、これから、令和6年度第4回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本審議会の成立等について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、まずお手元にお配りしている資料を御確認をお願いします。見出しに青色のインデックスの貼られた資料が本日の資料となっております。

また、運営小委員会の委員以外の委員の皆様には、8月19日開催の第1回運営小委員会の資料も配付させていただいておりますので、御確認をお願いします。

なお、今回、この資料の中には各種の情報が含まれておりますので、委員限りとしていただきますよう特段の御配慮をお願いします。

それでは、本審議会の成立について御報告いたします。

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。本日は委員の3分の2以上となる14名の委員に御出席していただいております。定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、2名の傍聴の希望と報道機関2社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めたいと思います。ただいま事務局から話がありましたように、本日は、傍聴と取材を希望される方々がいらっしやいます。

審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されており、7月5日開催の第1回本審において、傍聴を認めることとしておりますので、事務局は、傍聴希望者及び取材関係者を入室させていただきます。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 松枝会長

それでは、議題に入ります。

本日の議題は、1枚めくっていただきましたとおり、5個ございます。

最初の議題は、令和6年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

異議申出に係る経過と今後の流れについて御説明いたします。

御承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会及び

県最低賃金専門部会での審議を経て、8月9日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に答申内容に異議がある者は申出書を8月の26日まで提出するよう公示を行ったところでございます。

このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月20日に日本民主青年同盟鹿児島県委員会、23日に鹿児島県自治体関連労働組合総連合、26日に鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合から異議申出が提出されております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定によりその申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められております。

したがって、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、御審議の上、会長から答申をいただくという流れになります。

どうぞよろしく申し上げます。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

事務局より異議申出の経過と今後の流れについて説明がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

特にないようですので、それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いいたします。諮問文の写しはそれぞれ机上に配付してありますので、御覧いただきたいと思っております。

○ 永野局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問。

標記について、日本民主青年同盟鹿児島県委員会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

○ 松枝会長

ただいま、諮問をお受けいたしましたので、異議申出の内容について、これから審議したいと思っておりますが、まず、事務局より異議申出の内容等について説明をお願いいたします。

○ 西野室長補佐

異議申出書につきましては、お手元の資料番号2に写しをお付けしておりますので、詳細につきましては、そちらを御覧いただきたいと思います。

まず、当該異議申出につきましては、5件とも全て、異議申出期間内である8月26日までの申出であること、それから、当該異議申出者は、鹿児島県内の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者の団体であること、から異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

なお、1枚目の日本民主青年同盟は同盟員資格としまして30歳までの青年が認められており、労働条件に関する様々な活動をしていると判断されるため、労働者を含む団体と解釈しております。

次に、異議申出の内容について説明します。

日本民主青年同盟鹿児島県委員会から提出された異議申出の内容としましては、意見陳述の内容も踏まえ、全国平均との差、都市部との賃金格差、鹿児島でも見られる生活必需品の高騰、これらによる鹿児島の若い世代の県外流出などを改善していくため、1、最低賃金を時間額1,500円に引き上げること、2、生計費原則に基づく全国一律の制度とすること、3、最低賃金の大幅引き上げに当たっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め、賃金を引き上げられる環境を整えることが述べられております。

続きまして、鹿児島県自治体関連労働組合総連合から提出された異議申出の内容としましては、改定額953円は憲法第25条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であると考えとし、1、本年の鹿児島県の最低賃金額を時間額953円とすることは不服であり、鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額1,500円以上とすることを求めること、2、地方に住んでいても大都市と生活費は変わらず、都道府県ごとの最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出することから、全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めること、3、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めること、4、審議員を民主的に選出し、公開の場で議論をしてほしいことが述べられております。

次に、鹿児島県労働組合総連合から提出された異議申出の内容としては、今回の改定額では、単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されず、鹿児島県を県民にとって希望ある地域にするためには大幅な賃上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があることから、1、令和6年度の鹿児島県の最低賃金を1時間953円とすることに不服であること、2、本年答申された鹿児島県の最低賃金は、Aランク最高位である東京地方との地域間格差は縮小したとはいえ、まだ210円あり、至急の改善を求めたいこと、3、全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求めることが述べられております。

次に、鹿児島県医療労働組合連合会から提出された異議申出の内容としましては、政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出したものの、2024年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回からの支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなどの差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、全てのケア労働

者の大幅賃上げと言える内容ではなかったことから、十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能であるとし、1、全国どこでも月額24万円(時給1,500円以上)必要であり、最低賃金額はこの水準に引き上げるべきであること、2、医療・介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持しているにもかかわらず、働く都道府県によって賃金格差が生じることから、全国一律制の実施を求めること、3、以上により、再審議し、上積みを行うこと、前述の時間額1,500円に一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、再審議し、上積みを行うことを求めることが述べられております。

最後に、コープかごしま労働組合から提出された異議申出の内容としましては、改定額953円は依然として憲法第25条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であると考え、1、本年の鹿児島県の最低賃金額を時間額953円とすることは不服であること、2、本年の鹿児島県の最低賃金額を時間額1,500円以上とすることを求めること、3、中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めることが述べられております。

それぞれの異議申出書の詳細につきましては、資料の2にて確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

事務局から要約の説明がございましたが、5団体から提出していただいておりますので、事前にメール送付しているとは思いますが、意見を述べていただく前に5分程度、改めて中身をお読みいただいて、内容を御確認いただければと思います。

では、10時15分から審議を再開したいと思いますので、それまでお手元の資料をお読み願います。

<資料黙読>

○ 松枝会長

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、お時間になりましたので、異議申出に係る審議を再開いたします。

専門部会における審議状況につきましては、8月9日の第3回本審の際に川口部会長から報告を頂戴しておりますが、異議の申出がなされましたので、改めてこれまでの本審及び専門部会の調査審議の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 西野室長補佐

それでは、本審及び専門部会での調査審議状況につきまして、説明させていただきます。

資料をお持ちの方は8月9日開催の第3回本審で机上配付しました専門部会審議経過の部会長報告を御覧いただきたいと思います。

簡単に概要説明いたします。

第1回本審を7月5日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7月22日に第1回県最賃専門部会を開催し、中賃の目安答申が7月25日に行われたことから、7月30日の第2回本審において中賃による目安答申を伝達し、専門部会を8月9日まで計4回にわたって開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張につきましては、審議経過を御覧いただきたいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねていただきましたが、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示していただいた上で、現行最低賃金897円を56円引き上げて953円にする案が示され、採決いただいた結果、賛成5名、反対3名となり、賛成多数により、公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第3回本審に報告されました。

第3回本審では、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか審議いただいたところ、異議ありということでしたので、採決いただいた結果、賛成9名、反対5名で、専門部会報告書のとおり結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。

以上です。

○ 松枝会長

ただいま事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただきましたが、これらも踏まえて、今、皆様のお手元でございます異議申出の内容に対する御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思います。

どなたでも結構ですので、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、労働側の白石委員、お願いいたします。

○ 白石委員

白石です。

今、異議申立てのほうがありましたが、今年度も労側、そして、使用者側は真摯に向き合いまして、いろんな方面から議論を尽くした結果だと思っておりますので、今の決定でいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見等ございますか。

はい、濱上委員、お願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

今、白石委員からあったとおり、審議会では、県内の経済状況や地域間格差の是正、それから物価高の問題、今、異議申立てにあったような内容等につきましても様々なデータを基に公労使で真摯に向き合い、十分議論は尽くしたというふうに思っております。

使用者としては、反対はしましたけれども、審議を尽くした結果でございますし、適正な手続にのっとった結論でありますので、答申どおりとするのが妥当だというふうに思っております。よって、改めて審議する必要はないというふうに考えております。

さらに言えば、使用者側とすれば、さらなる引き上げというものには賛同はできません。以上です。

○ 松枝会長

濱上委員、ありがとうございました。

ほかにどなたかございますでしょうか。

公益側からも何かございますか。

(意見等なし)

○ 松枝会長

それぞれ労側、使側からの御意見も頂戴しました。また、それぞれの各委員で今頂戴しました異議申立ても熟読させていただきましたが、こちらに書かれてある内容自体につきましては、既に審議の中でも出尽くしておりますので、既に十分調査審議済みであると考えておりますので、8月9日付で答申しました原意見のとおりで決定することが適当であるということになるかと考えておりますが、そういった形でもよろしゅうございますか。

(意見等なし)

○ 松枝会長

分かりました。

それでは、お諮りいたします。本件、日本民主青年同盟鹿児島県委員会ほか4団体の異議申出については、当審議会の結論としては、既に十分調査審議済みであり、8月9日付で答申した原意見のとおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会の結論は、8月9日付け答申のとおり決定することが適当であるということにいたします。

それでは、事務局は答申文を準備してください。
事務局の準備ができるまでの間、休会といたします。

<休憩>

○ 松枝会長

それでは、再開いたします。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げますので、局長はお手数ですが、前のほうにおいでください。

令和6年8月27日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

本日、貴職から令和6年8月9日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する日本民主青年同盟鹿児島県委員会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記。

令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。

○ 永野局長

ただいま答申をいただきましたので、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ、審議会に御出席をいただき、御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問をさせていただきました。

御審議の結果、8月9日付け答申どおり決定することが適当であるという答申をいただいたところでございます。

この答申をいただきましたので、私どもといたしましては、官報公示といった手続を進めるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策につきましても、鹿児島労働局をあげて、その周知説明等に取り組んでいきたいと考えております。

改めまして、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

今後のスケジュールにつきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○ 小城賃金室長

今、答申をいただきましたので、今後の事務的なスケジュールを申し上げます。

地域別最低賃金の発効につきましては、最低賃金法第14条第2項により、域別最低賃金の改定の決定は、公示の日から起算して30日経過した日から、その効力を生ずるとなっております。

現在の予定では、官報への公示を9月5日に予定しておりますので、10月5日に発効される予定となります。

官報公示されれば、発効日も確定しますので、その後は鹿児島県民の皆様には鹿児島県最低賃金を知っていただく必要がありますので、労働局としても広く周知を行っていくこととしております。

また、中小企業・小規模事業者に対する支援策についても、併せて周知に努めてまいりますので、御協力賜りますようお願いいたします。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、2番目の議題、鹿児島県最低賃金専門部会の廃止についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会は、7月5日の県最低賃金改正の諮問を受けて設けられ、計4回にわたり開催して、8月9日の第3回本審で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8月9日の答申どおりという結論をいただいたため、県最低賃金専門部会としての役割が本日をもって終了したものとされます。

最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものと規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかという提案でございます。

御審議方よろしく申し上げます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より、令和6年度鹿児島県最低賃金専門部会はその任務を終えたということから、廃止してはどうかとの提案がございましたが、廃止するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、令和6年鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

続きまして、3番目の議題の、令和6年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入ります。

これにつきましては、8月19日に開催されました運営小委員会で審議されております。

それでは、伊藤委員長代理から報告をお願いいたします。

○ 伊藤委員長代理

委員長代理、公益の伊藤から報告させていただきます。

産業別最低賃金改正の申出は、自動車(新車)小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出されました。7月30日に開催された第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。

これに基づいて、8月19日に運営小委員会を開催いたしました。申出があった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、自動車関係については、全会一致で、改正決定の必要性ありとの結論になりましたが、電機関係については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得ませんでした。

報告書の内容は、お手元の資料番号3の①及び②の報告書の写しのとおりとなっておりますので、御覧ください。

それでは、報告書を読み上げます。まず、資料の3の①を読み上げます。

令和6年8月27日。

鹿児島地方最低審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当小委員会は、令和6年7月30日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記。

公益代表委員、伊藤周平、瀬口毅士、松枝千鶴。

労働者代表委員、海蔵伸一、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩重昌勝、千代森修一、濱上剛一郎。

続いて、資料の3の②を御覧いただけますか。読み上げます。

令和6年8月27日。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当小委員会は、令和6年7月30日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。これは先ほどと同じになっております。

なお、運営小委員会の結論の報告と併せて、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、労使の主な主張は、資料3の①、②の各報告書に添付してありますので、これについての説明は省略させていただきたいと思っております。

以上です。

それでは、私のほうから会長に報告書をお渡しします。

○ 松枝会長

それでは、先ほど頂戴しました伊藤委員長代理からの報告を踏まえまして、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。

ただいまの報告について何か質問や御意見等はございませんでしょうか。

（質問等なし）

○ 松枝会長

特にないようですので、それでは皆様にお諮りいたします。

7月30日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けた自動車（新車）小売業をはじめとする2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、自動車（新車）小売業最低賃金については、改正決定の必要性ありとして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、必要性ありとの結論に達し得なかったとして、決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございました。

それでは、当審議会は、運営小委員会における結論どおりに決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思っておりますので、事務局は答申文を準備してください。

事務局の準備ができるまでの間、休会といたします。

<休憩>

○ 松枝会長

準備ができましたので、再開いたします。

それでは、答申文をお渡しいたしますので、局長は前のほうにお願いいたします。

令和6年8月27日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和6年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、令和6年8月27日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和6年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改定決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

○ 松枝会長

以上で、3番目の議題の審議を終了いたします。

続きまして、4番目の議題、令和6年度産業別最低賃金の改正決定についてです。

それでは、産業別最低賃金の改正決定について諮問をお願いいたします。

○ 永野局長

ただいま、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、必要性ありとの答申をいただきましたので、早速ではございますが、最低賃金の改正決定につきまして、私から諮問をさせていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改定決定について、貴会の調査審議をお願いする。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 2 号）。

○ 松枝会長

ただいま、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、諮問を承りました。

審議を行うに際しましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づいて、専門部会を設置することになります。

本日の諮問を受けまして、今後は専門部会での審議となりますので、委員の皆様については、よろしく願いいたします。

次は議題 5、令和 6 年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営についてでございます。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきとされておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議が全会一致である場合には、その専門部会の決議をもって、本審の決議とする取扱いをしてまいりました。

今回、諮問を受けました産業別最低賃金の改正につきましても、同様の取扱いでいきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることといたします。

最後の議題は、その他ですが、何か委員の皆様方からございませんでしょうか。

（意見等なし）

○ 松枝会長

特になければ、今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

○ 西野室長補佐

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定等に係る今後の日程等について、御説明いたします。

本日、先ほど改正決定の諮問をさせていただきました自動車（新車）小売業最低賃金につきましては、専門部会の委員の推薦公示をこれから行いますが、委員の推薦は9月13日、金曜日までをお願いいたします。

また、諮問に対する関係労使の意見聴取に係る公示を同じくいたしまして、9月13日、金曜日まで行うこととしております。

なお、専門部会は9月下旬から開催することで、今後日程調整を行いたいと考えております。産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は10月31日、木曜日となり、円滑な審議に御協力をお願いいたします。

また、産業別最低賃金につきましては、関係労使のイニシアチブにより設定される性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決になった場合は、再度、本審を開催させていただくこととなりますので、その日程につきましては、専門部会の審議状況を見て、調整させていただきたいというふうに考えております。

次に、平成17年度までは12月と3月にそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からはこれらの本審を省略しており、本日の本審が産業別最賃についての異議審を除けば、定例的なものとしては最後となります。

省略する理由につきましては、12月に本審を開催する場合の主な議題は、専門部会の報告、専門部会の廃止などが考えられるところです。専門部会の報告は、専門部会の結審後に、遅滞なく会長に専門部会報告を送付する等により、代替措置を講ずることが可能であること。また、専門部会の廃止については、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとされ、また、本省見解でも、本審において、あらかじめ専門部会がその任務を終了したときは、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うことができるとされています。

そこで、専門部会が結審し、異議申出がなかった場合、異議申出の締切日の翌日をもって廃止する旨をあらかじめ本審で議決することにより、対応可能であることから、そのような手続を取り、12月の本審は省略できると考えられるところでございます。

なお、異議の申出があった場合には、地域別最賃同様に、局長が諮問し、本審を開いて審議していただくこととなりますので、その本審で産別の専門部会廃止の議決をしていただければ足りるものと考えております。

さらに、3月に本審を開催する場合の主な議題は、次年度の審議会運営についての概要説明、産業別最賃の改正等についての意向の確認及び意向表明の報告などが考えられますが、概要説明については、事務局にて資料を作成の上、各委員に文書にてお知らせする方法により代替措置を講ずることが可能であること。意向確認と意向表明の報告も事務局が文書をもって3月初めに労使各委員に確認し、結果は3月下旬に文書にて全委員に送付するという代替措置を取り、3月の本審を省略できると考えられるところであります。

以上の経緯等があり、本年度においても12月及び3月の本審を省略することとしてよろしいか、御審議をお願いいたします。

なお、省略することとした場合でも、別途、審議する議題がある場合には、事務局から速やかに会長へお伝えし、御判断を仰ぐということになります。

以上です。

○ 松枝会長

説明ありがとうございました。

ただいまの事務局の提案につきましては、産別最賃の専門部会で全会一致に至らなかった場合は本審を再度開催しますが、それ以外の場合にはもう本審は開催しないということですね。その場合は12月と3月に定例的な本審を過去は開催していたこともありますが、その点は特に省略しても問題ないのではないかとということで、今年度も省略してはいかがかということと伺いました。

そのためには、もう一つは専門部会、産別最賃の専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって自動的に廃止するというのをあらかじめ本審で議決しておく必要があるということの説明であったかと思えます。

この取扱いについて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

よろしゅうございますか。

それでは、第5回本審を開催することになった場合の日程は、専門部会の審議状況を見て事務局で調整をしてください。

また、結審した専門部会については、異議の申出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することといたします。

また、全会一致で結審した場合には、第5回本審は開催しないということになりますが、第5回本審を開催しない旨は、また事務局から追って各委員の皆様にご連絡を行ってください。

本審で行っていた部会長の報告や産別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等については、また追って12月及び3月に文書で行うとする取扱いで、本審は、こういった対面の本審は省略しても特に問題はないかと考えております。

ということで、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、本年度も事務局の御提案どおりの手続とさせていただきます。

なお、これに関わらず、もし審議する議題が別途生じた場合には、事務局経由で開催の調整を図りたいと思います。

これで全ての議案は終わりましたが、その他、何か御意見等ございますでしょうか。

(意見等なし)

○ 松枝会長

特に御意見なければ、これで終了でございますので、最後に議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、お願いいたします。使側は濱上委員、お願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。